

生涯活躍のまち形成事業計画について（概要）

1. 地域再生計画について（地域再生法第5条）

地域の自主的・自立的な取組について、内閣総理大臣の認定を受けた計画。

地方創生関係交付金の要件であり、本市は「生涯活躍のまち形成事業」に係る計画を策定。

2. 生涯活躍のまち形成事業計画について（地域再生法第17条の24）

地域再生計画に記載した、生涯活躍のまち形成事業の詳細や具体的な実施について定める計画。

生涯活躍のまちの関係者で構成する「地域再生協議会」の協議を経て、市町村が作成する。

3. 地域再生協議会について（地域再生法第5条第9項、第12条第2・3項）

地方公共団体、地域再生推進法人、事業実施者、地域再生計画及び事業に密接な関係を有する者、都道府県知事等で構成する協議会。

【匝瑳市地域再生協議会】

構成員：別添名簿のとおり

根 拠：匝瑳市地域再生協議会要綱

4. 匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業計画について

第1章 基本理念

・計画の趣旨・位置付け、区域、関連計画等、地域再生協議会、等…

第2章 計画対象地域における現状・課題

・地勢、人口、産業、医療・介護・福祉等の現状と課題を整理

第3章 計画対象地域における事業・取組

・全体概要、事業実施地域の全体イメージ、個別の事業・取組内容
⇒地域再生計画の内容に基づく

第4章 計画に基づく特例

・旅館業の許可の特例

⇒県知事との協議により、「お試し住宅」に関する旅館業の許可が不要

・サービス付き高齢者向け住宅の入居要件の設定の特例

⇒入居者の年齢要件について、移住者については現行の60歳以上から50歳以上に引き下げが可能

第5章 計画の成果目標の設定

・目標の設定、スケジュール、等